

【251頁】
〔明治元辰十二月〕

旦那様御事、過ル十二日御屋形被遊御出候
候処、御前被召出、是迄の御屋被遊御出候
中士、支配頭役御直二被仰渡御座、御請依之
被仰上、御万端御首尾克付候事
家来中へ御知らせ被仰候事

付り 本文二付半間々々より御歡の披露状
差出候様被仰付候事

辰ノ十二月十五日

明治元辰十二月十五日

旦那様御事、是迄の御差替り、非上役士中
の支配頭御承り迄の御差替り、非上役士
中より御歡の披露(状)差出候事

一筆致被遊出候
御屋形被遊出候
迄御役御差替り
二被仰渡御座、御請依之
尾克被仰悦座極候御歡取可成
被上思召候是恐惶謹言
頼存候

〔明治元辰十二月〕

旦那様御事、昨秋九日山御滞駕、二罷出は廿萩、御
被遊御座、候於萩一日被遊御滞駕、二罷出は廿萩、御
日遊御座、候於萩一日被遊御滞駕、二罷出は廿萩、御
座承り懸申上候様々御代候事
の座承り懸申上候様々御代候事

〔明治元辰十二月〕

今般官制其外御改所二出候様被、諸役人一成
分廿四日迄御役改所二出候様被、諸役人一成
何分御沙汰相成候迄八、出候様被、諸役人一成

【252頁】

様出勤被仰付候事
辰ノ十二月

*間欠ケ 勤務の空白

〔明治元辰十二月〕

官制并階級等御改正中於邑政堂の拜見、明廿五日
より六日、御家来中於邑政堂の拜見、明廿五日
事

付り 在住の銘々は来正月二日拜見被仰付候事

右の通り被仰出候二付及触候事

辰ノ十二月廿四日

〔明治元辰十二月〕

一是迄御土居と唱来候処、以来御田屋と唱
一可申候事
一是迄御殿と唱来候処、以来御住居と唱可
申候事

付り 他向え対し候ては惣て田屋と唱可申候事

右の通り相唱候様改て被仰出候付及触候事

辰ノ十二月廿四日

〔明治元辰十二月〕

旦那様御事、来就廿八日御来途中口萩、御
被遊御座、候尤被罷出候事
御用座迄候可罷出候事

付り 御発途後、御用人座御裏老座罷出、
若旦那様其外、上々様方へ御歡可被申上候事

辰ノ十二月廿七日

（明治元辰十二月）

老臣御太刀、馬代并五拾疋宛是迄の通り
 上士五拾疋宛
 中士三拾疋宛
 下士二拾疋宛
 隱居の儀は正宛宛
 上士已の上御案内の女様の儀より五拾疋宛の
 事
 中士より二官所勤の部は上士同様の事
 下士より三四等官所勤の部は中士同様の事
 事
 準士二拾疋宛
 家業人二拾疋宛
 三箇屋御人中二拾疋宛
 無給御庄屋二頭并地方、兼て御案内申上
 七ヶ村分、屋畔頭并地方、兼て御案内申上
 来り候分、御案内申上来候分、同断
 町浦兼て御案内申上来候分、同断
 右、今般官制其外御改正付、上々様方被え
 明暮御礼代、来正月より改て前書の通り被え
 仰付候事
 辰ノ十二月廿七日

* 太刀、馬代 恒例の祝日に総登城して太刀、馬代を献上しその日を祝う

（明治二巳正月）

御所帯御難澁二仕候て共、旧御直二被仰聞
 の旨も有之集多足候所成候、冬御差更御所聞
 帶御座、巻閑御多過候も、奉存候
 無御座、御等返石二敷様御取斗可被下候存候
 えは、先御返仰合、宜敷様御取斗可被下候存候
 此段被仰合、返石二敷様御取斗可被下候存候

大組中

正月十八日

本書の趣及御別段候仰、甚の御事候、思
 召候尤此及御別段候仰、甚の御事候、思
 可被相返心石得候渡仰、との御事候、思

* 多足 おぎない

（明治二巳二月）

旦那様御事、先月廿八日よ依之為器心得及御
 入込候段山口より申来候日、依之為器心得及御
 候事 巳二月二日

（明治二巳二月）

明治二年巳二月七日八日九日、

御談左の於大谷岩尾宅月番集会申、
 御所帯必死難澁二付、左の通り建言書
 相調、印封二御り、左の通り建言書
 多相調、左の御り、左の通り建言書
 已来、集會の席病氣障、日、当番り監察役
 節八、代聞の相立候、且申、出趣、承言
 人、の、内、の、承立候、且申、出趣、承言
 候、段、の、内、の、承立候、且申、出趣、承言
 御仕組、中集會の節、諸雜費の儀は先達て

遅申出候様過仰元治二事
申出候様過仰元治二事
改出候様過仰元治二事
何有候様過仰元治二事
相成候様過仰元治二事
如向候様過仰元治二事
仰出候様過仰元治二事
度改候様過仰元治二事
此被出候様過仰元治二事
上仰候様過仰元治二事
之儀候様過仰元治二事
儀被出候様過仰元治二事
過ル候様過仰元治二事

付り
本文の通り及延引候分は格別の御無余儀
儀次第有之月未々申出候所、御詮儀
二儀被仰付候事

巳二月五日

(明治二巳二月)

旦那様御事先般役御被仰出候御被
差留候様御事先般役御被仰出候御被
座度候様御事先般役御被仰出候御被
出度候様御事先般役御被仰出候御被
御出候様御事先般役御被仰出候御被

(明治二巳二月)

近來女子上至一月統
婦子事候至一月統
何り事候至一月統
素令父し候至一月統
以紙所候至一月統
於紙所候至一月統
穿紙所候至一月統
候紙所候至一月統

御所必死御差御無余儀今般
公邊御仕組懸願出付候御無余儀今般
用相成御仕組懸願出付候御無余儀今般
協受御取メ御仕組懸願出付候御無余儀今般
々様御取メ御仕組懸願出付候御無余儀今般
候御取メ御仕組懸願出付候御無余儀今般
御取メ御仕組懸願出付候御無余儀今般
政事候御取メ御仕組懸願出付候御無余儀今般
右堂被出候御取メ御仕組懸願出付候御無余儀今般

* 協受 協同受のこと

(明治二巳二月)

方今多端候節御儀
事簡便事務成候御儀
御來中候御儀
様被仰付候御儀

付り
演説・覚書二長文候は是迄書の通
り通被仰付候事

巳二月廿四日

(明治二巳二月)

旦那様御事先般役御被仰出候御被
那様御事先般役御被仰出候御被
儀過御事先般役御被仰出候御被
之通御事先般役御被仰出候御被
依のり御事先般役御被仰出候御被

付り
旦那様其外々様方え御付々迄、半事
問々々惣代を以御歡申上候様被仰付候事

巳二月廿八日

(明治二巳二月)

今般非常勤の御仕組被仰出候御無余儀今般
諸役員非常勤の御仕組被仰出候御無余儀今般

難用至組り
差日ル中毎
置の外は月
事外て出四
件は諸勤、
は一願被九
制切書差日
外受を止御
二込始、用
被ミメ就日
仰不諸て二
付被事は被
候仰の御相
事付申家定
候出来、
等中其
尤、未余
非右々御
常御二仕

付り 出勤刻限朝五ツ時二て八ツ時下りの

右の通被仰出候付及触候事
巳二月

(明治二巳二月)

御家来中
荻野直左幼
差止御儀の
中御詮儀の
右様被仰候
の通被仰候
巳二月仰出
出候付及触
候事

(明治二巳二月)

御所帯必
不御向儀
成容易儀
相召来、
中被御来、
様被仰候
仰家付中
仰候事

付り 向本
付り 人本
付り 物事
付り 筋大
付り 申其
付り 出外
付り 儀上
付り 候無
付り 居候
付り 申不
付り 候及
付り 儀被
付り 仰候
付り 共候
付り 事時

(明治二巳二月)

御仕家来中
組被仰出候
紙被下候
被来候
詮儀趣今
の趣有非常
の

御御御御
の定仕仕
通辻紙組
被御願中
巳二月仰出
候被八被
候付仰、差
及付、止
候候御候
事仕入尤
米無余
銀儀当
差を添
以、

*辻 : のとおり又は合計の意味

(明治二巳二月)

癸丑皇運、
籍管脱、
只斬殺二、
は難塞歸、
今(難)中興、
遊度觀候、
子及現、
府藩出、
調可申、
度は得、
中相心、
右触、
相二、
事朝、
仰更、
出二、
候被、
付仰、
組候、
支事、
配中、
施政局

二月

(明治二巳二月)

金札の儀は世上為融通御発弘シ相成候処、

近年往々(歩)合を付致取引候者有之、大ニ物

価紛乱の基を合付致取引候者有之、大ニ物

右の紛乱の基を合付致取引候者有之、大ニ物

施政局

* 育（はぐくみ）なること
家督とは関係なく養子に
* 毛引（けびき）証書、口供（くちがき）
などに実印を押す時毛筋一本はさんでお

（明治二巳三月）

御所筋来必死御の御告誡二付有て
月組掛りの儀無御趣二付有て
仕組上様御取右公方願之は
一誠二為敷候省略渡衛儀の詰
御申御論未在御方像御願出、
能申至御筋御農段入候共今廉
方筋出候御差害躰間之儀不統、
願二出候御向ケ認之敷、御米被
引筋申候御向ケ認之敷、御米被
一筋申候御向ケ認之敷、御米被
相達候事肝之要、御御事二候難
巳三月

* 小詰 下の者

（明治二巳三月）

今般御西儀趣有之仰、固有馬具
被仰付、往西儀趣有之仰、固有馬具
可有御儀三馬ケ具、内付候本和洋
古格御立御内儀、無向後、術私致古、
別御引之哉二申儀、無向後、術私致古、
来御立御内儀、無向後、術私致古、
尻語も御引之哉二申儀、無向後、術私致古、
但三語も御引之哉二申儀、無向後、術私致古、
尻語も御引之哉二申儀、無向後、術私致古、

【268頁】
右の通り從公儀御触有之候付及触候事
三月九日

（明治二巳三月）

京都、其外張被仰候、自勿論、相以見
心被差留候、就登候、向後、兵隊、
学被差留候、就登候、向後、兵隊、
御許容無候、就登候、向後、兵隊、
被差留候、就登候、向後、兵隊、

巳三月

施政局

（明治二巳三月）

諸兵集論節、銃器、
制禁勿論、銃器、
聞候向後、銃器、
仰見、銃器、
倍人主、御見、
械卒夫以、御見、
も人主、御見、
手二無者、御見、
は等無者、御見、
た人無者、御見、
は等無者、御見、
無様此段、御見、

巳三月

軍政局 施政局

（明治二巳三月）

先般、諸藩東海道、
致通行候、諸藩東海道、
藩印、諸道宿々、
歸の面々別紙、
々々候事、
仰付候事、

巳三月

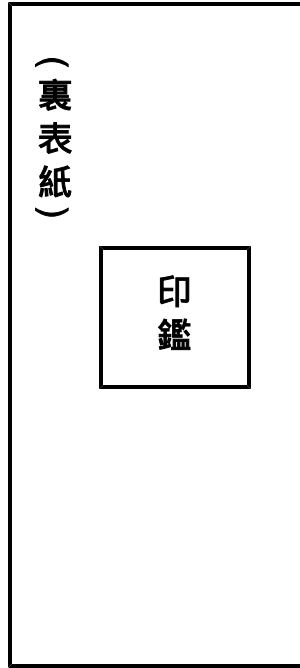
施政局

月日
伊勢路

人馬帳

東海道 長州

(表紙) 何条 何某



覚

一 両掛 何荷 但此人足 何人

一 何箇 幾ツ 但此人足 何人

一 何駕籠 何挺 但此人足 何人

一 明荷 幾ツ 但此人足 何人

一 何々 幾ツ 但此馬 何疋

合 人足 何人 賃錢払

右、何月何日何国何所何街道通何所迄罷上越
候条、前書の何人馬宿々無滞繼立可給候以罷上越

從何国何所街道通何所迄宿々何条何某
取締中

【270頁】
(明治二巳三月)

巳三月

施政局

陪臣御雇被召出方儀二就ては、從前々の
御沙汰も有候儀、御詮儀の趣、向後進士の
と、唱主仰付、御出勤、御料、立替可申、
共、於心内仕達被仰付候事、相違立可申、
此段、為主得内意達被仰付候事、

(明治二巳三月)

若殿様、来月中旬御発駕、東京被遊御登候
段、御出候事、
右の通、内儀御触仰付候事、二付及触候事
右の通、公儀御触仰付候事、

(明治二巳三月)

殿様御機嫌、去月廿七日御着坂、翌廿八日
伏見御泊、同廿九日京都被遊御着候事、

(明治二巳三月)

殿様御機嫌、過ル三日、大坂御出、早朝十
四日、夜十二字、御供揃、二ケて、同所御発、
御上陸、遊候事、
右の通、公儀御触有之候、二付及触候事
(巳三月十五日)

(明治二巳三月)

当節、世上自然痘間々相煩候者有之、趣、
痘種、萩より、御取寄、せ相成候、場、え罷出候相、
濟候者、来月六日、紹孝寺、引成候、場、え罷出候相、
被仰付候事、

付り 来月六日後は引痘日は同日より八日

目々々二て候事

付り付り付り
 召節様百年
 上可引被正兼、是
 候令痘仰よて拾迄
 事返方付り御五引
 上よ候銀沙歳痘
 り事老汰以相
 自相 兩の上濟
 然渡 迄通は候
 返候 の、五者、
 上印 謝引年、
 不鑑 仕、儀痘を拾
 仕、候疫 引候再歳
 者種 八返 痘者種以
 過し 料候 方青の下
 被 候 出式は 三
 候

巳三月晦日

(日付なし)

御家来米中末々是迄被對勤功御仕身被中一御生暮儀二
 此の趣下有米得及觸候事五割引二し仕被中一御生暮儀二

(明治一巳三月)

先斗当右御此間差始
 七年今取御所度勤向未
 升余於御高急組仕以
 御儀少御候務一掛向
 儀御借銀高御二御返
 引御証銀御二御返
 付御証及文、於御役所も右御引
 於御難被行届趣二引
 只今御取取返被し御付詮二引
 調其御取取返被し御付詮二引
 而達今御取取返被し御付詮二引
 候の而達今御取取返被し御付詮二引
 領出候の而達今御取取返被し御付詮二引
 以領出候の而達今御取取返被し御付詮二引
 合文え御取取返被し御付詮二引
 操夫儀向二銀御二御返
 中、公一儀々の精替銀高二付、
 御方返元様内返の輪納の銀高二付、
 御置御共成於少、候取、候御借大段の銀高二付、
 儀取所候儀付米務 始差間此御右当斗先

度二段御仕組掛内授儀の趣有候
 銀成手配左方の掛り内候取後方之候
 相成合相成候御付公授儀の趣有候
 御操付、相成候御付公授儀の趣有候
 右に付、銀の節は御付公授儀の趣有候
 六月中、現銀出候、中返、銀被仰り候
 三月不被仰り、此段出候、中返、銀被仰り候
 込三月不被仰り、此段出候、中返、銀被仰り候

付り、本文の儀、不野取有之候儀も有之候八
 支配所迄伺出有之候儀も有之候八

覚

一 札銀十貫目二付高式拾五石、此現米拾石
 残御馳取七石掛り、斗五升

一 式斗五升、代此代式貫三百目
 三斗五升、代此代式貫三百目

一 多分減少、有物成、取御成、申合、銀子
 多分減少、有物成、取御成、申合、銀子

一 候助成、相右成、候取、御成、申合、銀子
 候助成、相右成、候取、御成、申合、銀子

一 前段書調渡相成候様取斗可申候事
 前段書調渡相成候様取斗可申候事

一 米 手形 当巳より已来暮の渡方の事
 米 手形 当巳より已来暮の渡方の事

一 右、於御書内輪仕組建申相合筋、有之、割入
 右、於御書内輪仕組建申相合筋、有之、割入

一 候、意於御書内輪仕組建申相合筋、有之、割入
 候、意於御書内輪仕組建申相合筋、有之、割入

一 渡相成、御御役可被成、下文持参渡の段筋、有之、割入
 渡相成、御御役可被成、下文持参渡の段筋、有之、割入

一 前二書シの通相り渡手取申候の以上押置、每暮此証文表
 前二書シの通相り渡手取申候の以上押置、每暮此証文表

一 御名内 何条 何某
 御名内 何条 何某

一 御名内 何条 何某
 御名内 何条 何某

一 御名内 何条 何某
 御名内 何条 何某

一 御名内 何条 何某
 御名内 何条 何某

一 御名内 何条 何某
 御名内 何条 何某

一 御名内 何条 何某
 御名内 何条 何某

一 御名内 何条 何某
 御名内 何条 何某

一 御名内 何条 何某
 御名内 何条 何某

一 御名内 何条 何某
 御名内 何条 何某

一 御名内 何条 何某
 御名内 何条 何某

一 御名内 何条 何某
 御名内 何条 何某

一 御名内 何条 何某
 御名内 何条 何某

一 御名内 何条 何某
 御名内 何条 何某

一 御名内 何条 何某
 御名内 何条 何某

一 御名内 何条 何某
 御名内 何条 何某

兼て候可申候、
事候可申候、
仰付候条、
旁相心得可申候事、
兼て候可申候、
事候可申候、
仰付候条、
旁相心得可申候事、

付り 支江崎
依願配人
御家居住
無宗門送
願出も無
出宗門送
願出も無
願出も無

右の通り町浦へ内意相達候事、御家
来中へも廿五日

（明治二巳六月）

殿様御隠居、若殿様御家督の儀、如願
来有之日候仰出候段、今十四日東京より御願
右の通り組事支配中へも可被相触候事

施政局

（明治二巳六月）

若殿様御事、拾去、若殿様御日、召殿御参朝被遊納候
言被叙従勤功、若殿様御日、召殿御参朝被遊納候
旨被叙従勤功、若殿様御日、召殿御参朝被遊納候
有之候事、仰候段、今十四日東京より御願

施政局

右の通り従公儀御触有之候付及触候事

（明治二巳六月）

今般、御隠居、御家督御首尾克被仰出候付、

向後大納言様、殿様、宰相様、殿様、奉御
前様を大納言様、殿様、宰相様、殿様、奉御
候様被仰付候事、触有之候付及触候事

（明治二巳八月）

諸官、御断、儀沙汰申出、制仰外付勿論の尤、病直、氣詰、等、二、於、時、御断、申改
儀断、御断、儀沙汰申出、制仰外付勿論の尤、病直、氣詰、等、二、於、時、御断、申改
出候儀沙汰申出、制仰外付勿論の尤、病直、氣詰、等、二、於、時、御断、申改

退勤限、御間欠、御不、成候事

右の通り八月被仰出候二付為心得触二及候事

（明治二巳八月）

去月五日、洪水、松原、御断、儀沙汰申出、制仰外付勿論の尤、病直、氣詰、等、二、於、時、御断、申改
去月五日、洪水、松原、御断、儀沙汰申出、制仰外付勿論の尤、病直、氣詰、等、二、於、時、御断、申改
去月五日、洪水、松原、御断、儀沙汰申出、制仰外付勿論の尤、病直、氣詰、等、二、於、時、御断、申改

次第も可有之候、御満悦二可被思召、此段の内意相達候事

付り 持来ル七日より先づ廿一日迄、御勢申上候儀、御市請掛、御相別様、宛、會所は儀々々々、御趣、沙汰候事

右の通被仰出候付及触候事

邑政堂

一 松原観音堂下其より

松崎社馬場尻通り迄請場

一 松崎社馬場尻通りより紹孝寺橋迄請場

一 紹孝寺橋より竹内酒場橋根迄請場

一 竹内酒場橋根より浜ノ橋迄請場

一 浜ノ橋ヨリ西ノ川口迄請場

一本川縁の屋敷其外土生立の生木、川中へ支出て洪水の節水勿二相成り、下流の

者及迷惑候儀も有之候間、向後引受々々

之は川被仰付候事、罷出候者より切払候ても

右の出、近々流下、二重トナリ、少霖雨と

前の方儀、溢れ、市中二水書の被る等の事、不

右の不通被仰出候付及触候事

邑政堂

* 明治二年七月五日大洪水、防長両国不熟

* 明治二年七月五日大洪水、防長両国不熟

* 井手連手、製歯、土砂をかきよせ

* 暫勞、永いて間、折つて

(明治二巳八月)

慈照院様御三日御忌相行付、参懸之
日於大御家来中御事典寺納に被て付、候来
御須佐御家来中御事典寺納に被て付、候来
右の焼香被仰付候事

* 慈照院
没

藤兼再室、元龜元年八月十四日

(明治二巳八月)

諸官、出臘被仰、出候月よ、
旧臘被仰、出候月よ、
申出候お出候よ、
沙汰仰、候尤ば、
之内八退外相、
勤限二役と、
所勤仰候、
候勤仰候、
己勤仰候、
出候勤仰候、

軍政司事
文武司事

(明治二巳八月)

今般思召の旨有之、是迄の参政役、議事と
官名改被仰付候事、
右の通為八月、
右の通為八月、

邑政堂

(明治二巳八月)

大鳥渡候御節、
義はり鉄砲打候節、
迄は鉄砲打候節、
砲取候御節、
候取候御節、
古条遠町英館等、
の古条遠町英館等、
の古条遠町英館等、

巳ノ八月

邑政堂

(明治二巳九月)

今般、短才の身をもつて父公の緒業をうけ
家督の命を^{かたじけなく}辱す、自今後万端尊旨を奉戴し
天朝の武隆興を^{かたじけなく}辱す、自今後万端尊旨を奉戴し
簡明の祖先功徳を^{かたじけなく}辱す、自今後万端尊旨を奉戴し
上同祖先功徳を^{かたじけなく}辱す、自今後万端尊旨を奉戴し
汝衆の祖先功徳を^{かたじけなく}辱す、自今後万端尊旨を奉戴し
を汝衆の祖先功徳を^{かたじけなく}辱す、自今後万端尊旨を奉戴し

我等祖業を継ぎ、
今日深き祖業を継ぎ、
今度儀に就て祝はる、
家督の儀に就て祝はる、
猶も督儀に就て祝はる、
猶も督儀に就て祝はる、

前年秋内政の復興、
より年秋内政の復興、
ぬき年秋内政の復興、
は年秋内政の復興、
二言及べり、
建官の及べり、
諸官の及べり、
事官の及べり、
蒙一民私心、
土一民私心、
の神ずせ、
神ずせ、
神ずせ、

八月

右、御沙汰相成候処、職に相係り候名、相改候様
御沙汰相成候処、太夫二限り実名、二被仰付候事

八月

近來、敷地祭礼二、客引受酒等相催候
族も有、由如何、事右、儀は年儀は別而
不尋常候柄、は、不、得、儀、可、用、捨、配、勿
論、事候移り、被、仰、付、候、者、無、之、様、支、配、々
々、内、意、移、日、被、仰、付、候、事、無、之、様、支、配、々

施政局

右の通從公儀御触有之候付及触候事

邑政堂

* 改名 この時点において右衛門、左衛門等の名といえども許されず

（明治二巳九月）

來ル御二日、桃林院様御正祭二付、市中日
家九ツ時被仰付候時迄、麻上居所被出、日
白長承り合可有御拝候事 御住居所被出、日

付り御定祭の儀二付、已來右様可被相心得候事

巳九月

（明治二巳九月）

今般御制度御变革、從公儀御布令の趣二付
先八政の通り御改局被仰付候事
一 邑宰を家督局
一 副邑宰を副宰

一 市尹役名廃止の事
但、当分行形の通り町浦管轄被仰付候事

右の通り被仰出候付、御家來中え為心得及触候事

巳ノ九月

家督局

* 市尹 市の長

（明治二巳九月）

近年來、大江浦諸漁被差置候処、今般
詮義の趣有、浦當分漁被差置候御來、中
事被免候、條、罷越度の内依願置候御來、中
願出候様被仰付候事 度者義八日限相定、漁
右の通從公儀御触有之候付及触候事

家督局

（明治二巳九月）

此度采地返上被仰付、就仕八山林探用可致
用捨論申出候趣、被採御詮儀候事
候の通、沙汰被仰付候事 懸御詮儀候事

施政局

右の通從公儀御触有之候付及触候事

巳ノ九月

家督局

（明治二巳九月）

右、彼從朝廷御沙汰の趣を參政執政權小大參事
替の通触沙汰被仰付候事 以被仰出の通、事唱
右の通触沙汰被仰付候事

巳ノ九月

施政局

御屋形の名を被廢、更山口藩議事館と相唱、平常の御居所を御殿と相唱候様被仰付候事、巳ノ九月

準太夫

右、御改正二付、是迄の御仕成廢止二被仰付候事

殿様御誕生、日九月中軒提灯を、就毎年其日を以、御国中一統、夜中軒提灯を、かけ候て可奉祝、候事 巳ノ九月

一 太夫の名号被差止、上士二被仰付候事

一 従前の通被仰付候事

一 行役を以官職の等級二相当する迄、廢止被仰付候事 巳ノ九月

右の通従公儀御触有之候二付及触候事 巳ノ九月

家督局

* 大参事 旧藩主を知事、家老を大参事と
した呼び名
* 仕成 為做(しきたり、習慣)と同意

(明治二巳九月)

蝦夷地、自今北海道と被称、十一ヶ国二分割、国名郡名等別紙の通り被仰出候事 八月

北海道

十一ヶ国

太政官

渡島国

亀田

茅部

上磯

福島

七種郡

松山

爾志

西部

後志国

久遠

奥尻

太櫓

瀬棚

島牧

寿都

歌棄

磯屋

岩内

古宇

積丹

美屋

古平

余市

忍路

高島

小樽

七郡

石狩国

石狩

札幌

夕張

樺戸

空知

雨龍

上川

厚田

手塩国

九塩郡

増毛

留萌

苫前

手塩

中六川郡

上川

藥取	千島	根室	阿寒	白糠	釧路	河東	広尾	十勝	浦河	沙流	日高	幌別	山越	東部	紋別	宗谷	北見
国後	五梨	花咲	八寒	糠	路	河	尾	勝	七河	流	国	八別	越	部	八別	谷	国
捉	郡	根室	郡	足寄	国	西	当縁	郡	郡	新	郡	郡	蛇田	瞻振	郡	利尻	
振別		野付	川上	釧路	十勝	大津		幌泉		静内	勇払	有珠	網走	礼文			
沙那		標津	厚岸	善報		下川				三石	千歳	室蘭	斜里	枝幸			

【287頁】

右、從朝廷被仰出候付、為心得触沙汰被仰候事
 巳ノ九月
 施政局

石狩国の内 山口藩

手塩国の内

樺戸郡
 雨龍郡
 増毛郡
 留萌郡

右四郡其藩支配二彼仰付候事

太政官

今般、從朝廷別紙の通、右地御預、且開拓候、と、御事二限付、申出候、彼地、罷越、致儀の相、の、御用可被仰付候事
 九月
 施政局

*フリガナは原文のまま

施政局

（明治二已九月）

右、今般御改正二付、更二監察と相唱候様
被仰付候事 大監察

右、同断二付、更二少監察と相唱候様被仰
付候事 監察

右、同断二付、更二宗治と相唱候様被仰
候事 番長中

右の通り為心得内意相達候事
已九月

（明治二已九月）

御所帯御難連年八戦争打の儀キ御て、今更申出も
無之候処、難連年八戦争打の儀キ御て、今更申出も

砲艦の御買入旁二相殿は様必死御差詰、何等已
な莫大の御続入キ御て々嵩殿は様必死御差詰、何等已
廉々難相調置、用相々々御馳走被為請の、外御共

手御無害申出、於下此も戦争度御出張の面
々御厄不候、折柄八度御上旨趣と
被成来午の、は年柄八度御上旨趣と
儀出候付、武り、御肝要の節取続キも
難は御可付、形之哉石二付、懸儀以節御馳走の
被為受候、行有之付、御深く御時節七考え弥以節御馳走の
儀は御可付、形之哉石二付、懸儀以節御馳走の
被為受候、行有之付、御深く御時節七考え弥以節御馳走の
儀は御可付、形之哉石二付、懸儀以節御馳走の

差別紙の通り披見候今於以上政局写取相成候条、

毛元雄潔

九月廿一日

毛元雄内脇屋道作

（明治二已九月）

小瀬川より下ノ関迄往還筋関門の儀、從朝
廷被仰出の旨も有之節、於宿氣を付可申、
但、他処人通行の候、八、嚴重取糺勿
論、然不審躰の者有之候、八、嚴重取糺勿
一本往還筋関門被廢候二付ては、
右の通触達被仰付候事

御七家様一門五家と永代家老須佐益田、
宇部福原をいう
* 小瀬川 山口、広島県境をながれる
* 柳井田 小郡から山口へ入るところ
* 勝坂 三田尻より山口に抜ける佐波山峠
登り口にある

（明治二已九月）

御國中諸廻船を以、萩御産物大坂米共
積共被仰付候條、當の儀、米高下依入を以、
減引可被仰付候條、當の儀、米高下依入を以、
歩引去年の付通の被立候格別御心入をはり以、
歩引去年の付通の被立候格別御心入をはり以、

会計局

脱走者御取締不都合者、追々嚴重御沙汰
の趣も有之候、是れは、追々嚴重御沙汰
脱走者御取締不都合者、追々嚴重御沙汰
の趣も有之候、是れは、追々嚴重御沙汰

条、引請二お延の者、八等、早く取調可
申、若シ脱走候も、節は引候の者、精屹度御咎届
出候、万一致延候、引候の者、精屹度御咎届
被仰付候事
九月

施政局

外国御交際の儀二付、從朝廷追々被仰出、
得、今、形勢、以、
張、人、心、を、鼓、動、之、御儀、
引、起、シ、被、仰、出、候、趣、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
畢、兼、り、被、仰、出、候、趣、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
事、起、り、被、仰、出、候、趣、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
右、の、通、り、之、二、被、仰、出、候、趣、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
九月

施政局

藩士、御出候、御限、御延、御相、御居、御出、御相、
廷、被、出、候、御限、御延、御相、御居、御出、御相、
成、二、仰、出、候、御限、御延、御相、御居、御出、御相、
様、二、は、斯、御坐、候、施、政、局、授、無、相、違、候、御出、御相、
通、達、如、斯、御坐、候、施、政、局、授、無、相、違、候、御出、御相、
九月廿五日

右、從公儀御触有之候二付及触候事
同日
毛元雄内道作
家督局

(明治二巳十月)

御家、來、中、下、人、召、留、候、事、
下、人、召、留、候、事、
免、候、事、
御、家、來、中、下、人、召、留、候、事、

右の通り被仰出候二付及触候事
此、度、被、仰、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
の、通、り、被、仰、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
方、次、第、一、統、土、地、御、蔵、入、方、居、引、渡、被、仰、
付、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
同、所、二、付、御、普、請、所、其、外、の、記、録、諸、帳、面、類、

坪、付、帳、方、被、仰、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
署、入、渡、方、被、仰、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
右、の、通、り、被、仰、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
九月

大、殿、様、來、御、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
一、千、五、百、名、前、付、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
一、千、五、百、名、前、付、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
右、の、通、り、被、仰、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
巳、月、十、日

施政局

上、士、免、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
被、仰、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
巳、月、十、日

大、殿、様、來、御、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
一、千、五、百、名、前、付、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
一、千、五、百、名、前、付、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
右、の、通、り、被、仰、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
巳、月、十、日

施政局

今、般、賜、旨、依、從、御、軍、功、被、仰、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
間、下、賜、旨、依、從、御、軍、功、被、仰、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
之、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
右、の、通、り、被、仰、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
巳、月、十、日

施政局

右、の、通、り、被、仰、出、候、事、筋、二、是、御、手、説、を、主、心、
巳、月、十、日

家督局

余滴

半間（七頁以下）
本書の触事などに諸士中、家来中、半間制中の表現があるが、その範囲はわかぬ。半間類に本軒の半軒などがあるが、あらいは萩に類似したものだらうか。

披露状（十九頁以下）

折りに贈答物の品目を記してつかわした儀、折りにあり、清末藩史話を記してつかわした儀、府藩に對する七夕の祝儀を、披露状を以て申送る習わしとして、藩主の怒りに触れ、居せぬ、不敬事件として、藩主の怒りに触れ、居せぬ、た。とある。披露状は重要な儀礼であった。

素檠（三三三、三九頁）

て意から見て、復習とか教練の意味ではと思つ親砲術古書、育英館直搦文武引立方の細目に、心得て四季の度、萩素檠備立の事とあり、意味は、萩に出し、その教練をさせることとある。嘉永六年九月十五日、松蔭（江戸）の中に、
「佐久間方稽古は劍銃素檠、大砲打方の手継日々に有之、近日入門多し」とある。檠は、ため直す、また弓をため正す具をためぎという、（檠弓弩）。また素撓とも書

かえし、実際に発射することなく、その動作をくりかえし修練するをいう。

余談だが、松蔭在萩、在江戸の山泉半蔵への紙（嘉永五年八月四日付）に萩の情勢を縷々述べ、結うかいて、何方書ても、期に先此きり。縷々ぼ、うかいて、何方書ても、期に先此きり。縷々が、洩れたものである。萩弁丸だしいで、思はず微笑み

下ノ関えは異船度々渡来及争戦（八八頁）
「はたがさこにいう。文久三年五月、六下ノ関えは異船度々渡来及争戦（八八頁）
馬関攘夷戦の砲声、山間谷に盛んに聞ゆ。六石見の音もなく静かな山で、谷銀のたはななく、大森は山では、天なく、石見の音もなく静かな山で、谷銀のたはななく、大森は山では、天なく、で、あつた。砦素である。笹ヶ谷は銅山では、天なく、領

三固（簡）屋御中間分（一〇九、一三六、一九〇、一九一、二二六、二五三頁）
所謂「三ツの小屋」の意味か。領境に設けた小屋に、中間が詰めていたのだからか。

今般・小銃献納二付・銘々出金の員数…日
限無間違差出候様…（一三八頁）

有之候：装条銃此度御貸入の外金・御家来五ヶ年の賦者
シテ候：八、半金引替、残り金・無利子五ヶ年の賦者
で、は、時、銃一挺がどの程度の価格だったのか、また、臣達が購買できる程度の価格だったのか、ここ、具体的な例証がある。

の、津和野藩主亀井藏監は、朝命により慶
と、石見郷村における一家の歴史による

は四年正月二十七日上京した際、旧家の当主
次、同年正月、日記に「冥加金として鉄炮
同、代金拾五円献上仕り候」
著、代金拾五円献上仕り候」
五、銭程として、これからの現段は五準円

五米 萬圓格(精白)三、八二五円から割り出すと
あるが、まある。こんなものかもしれない。計算で

置被仰出候来沸騰の次第二付、終二此度夫々御処

あ内付都肖松てが口併腹元
る紛十大像蔭ああ県せ、治
。に八学・のる。書め内年
付頁の遺遺。館ばの七
覚の構墨志尊。回と須沸騰、
書益内に遺よ堂天須佐領か禁
。田に遺よ堂天須佐領か禁
。家あるを、明記伊内ら門
須歴。を、明記伊内ら門
佐史保維治。藤の家様解変
内資存新の十原と子ま後
紛料のの年本はそよ、か
鎮目録為国士品はそよ、か
静に中、建土品はそよ、か
付、た祀弥攘ぞ分天三
留須書佐、、郎に筆る記夫
。家今そが納写。の
が中京の師め本山を切

の通提灯の儀は、治乱・目地・色共に別紙雜型

を提地
いせ灯乱
うす屋目
か。も神地
。不奈色
明川と
。泉読
難、む
型岐の
の阜か
飛県も
石の知
模図れ
様書な
(一館い
松問思
模いい
様)合、

外国御応接の儀は、上代崇神・仲哀……

五頁) 一
聞解 五頁) 一
集読 五頁) 一
成文 五頁) 一
。は意
。明治
。編不
。年明
。史の
。所
。より
。転載
。した。参考として、新

【298頁】

万知確已に来帰の、
里のな、当、化比外
の如く、洋、は献り御
濤、候各船居有、心
比、然、の、の、し、の、
隣、の、事、利、其、其、逐、儀、
の、利、には、未、交、後、て、は、
如、く、近、暫、開、際、唐、盛、
相、航、代、く、ケ、も、国、に、上、
往、海、に、差、故、亦、と、成、代、
来、術、至、置、三、自、は、来、崇、
し、り、韓、ら、り、神、
、其、て、印、四、親、常、遠、
一、妙、八、度、近、く、二、邇、仲、
時、を、地、と、候、使、の、哀、
の、窮、万、方、唐、節、各、御、
幕、め、民、猶、国、此、相、国、兩、
府、所、明、而、時、往、朝、

【299頁】

の懼を職御朝廷府は皇共例共は般今の亦と先定実ら普え事の
事思負責初廷彼取幕国、不、万外の旨不万般置以れ通共八失
件慮荷に政御仰扱府と和少其古国得趣被国御候不候の、措
御をシ有の取出来え各親、曲不公失二為の布条容時公其時と
決加、之御扱候り御国の付直朽使と基得公令約易は法大のは
定、非候時可二候委と事、は依公京万広事と為以事却し二失申
被天常、相付、任の、は、攻て道参国く二を在、二てて至に皇
為下多何惣成テ然の和、於先朝既開港、勿止令、折公前用国結得各廷妄条お
在の難分てはハル議親、守、に朝交百候御候御付信、りよ国
候公の某の元、所二爰、覚国て仰の諸仍酌は親不於更てて政
論時等事よ各此付二相悟不、付宜藩而御、御被海於是、府
外以逢肖はの交王諸始、得縦候をの越採皇取為外朝、其に
万て候の、御際政事り、論の和元衷議宰二固二止国二二目み
国及上身全事の一交居候許、の師親来せに相相有相、二是不はて
交奏はをく二儀新際候、万の処候事相を膺らよ以成の成於失を動可誓
の、深、裁、直機儀、二二起講懲れり下候御候幕せ変事被約
大今く大始今二従於其付候候すの、、建八国、府ら革万改有
事般恐任当や於朝幕節、へ其る拳今古白是体既相れせ国候之

方

五街道は中山・日光・甲州・奥羽街道
五街道宿々并脇街道筋宿々共、継人馬備
てき脱八不劣有
此にし、論し之
趣置、時無、候
意、聖勢忌万は
を列徳に憚国、
可聖を応詳交普
奉在万し論際天
謹天国、極を率
承の二活諫始濱
候神光眼有め協
事、靈耀を之、心
をし開度万戮
可、キ、機力
奉天、只悉、
慰下従急く共
、ヲ前務既に
上富のト往王
下岳弊入将事
拳の習ル来二
つ安を所を勤

往をい、便に供、と連絡する街道の時、馬道は、それ、旅脇
外人の便にも、供、と連絡する街道の時、馬道は、それ、旅脇
をか、便に供、と連絡する街道の時、馬道は、それ、旅脇

板場 三木(二四八頁)

い、て、あ、餅、う、皮、よ、蒸、力、タ、村、搗
コ、よ、ン、コ、う、し、ぼ、る、音、蒸、力、タ、村、搗
書、よ、リ、ン、コ、う、し、ぼ、る、音、蒸、力、タ、村、搗
し、よ、リ、ン、コ、う、し、ぼ、る、音、蒸、力、タ、村、搗
は、よ、リ、ン、コ、う、し、ぼ、る、音、蒸、力、タ、村、搗
も、よ、リ、ン、コ、う、し、ぼ、る、音、蒸、力、タ、村、搗

仰付 日本固有の馬具廃止被仰付、西洋馬具被

踏、鉄、を使、つ、た、の、で、も、つ、ば、ら、製、の、馬、沓、(一六七頁)
じ、を、使、つ、た、の、で、も、つ、ば、ら、製、の、馬、沓、(一六七頁)
ある、で、これ、は、す、べ、て、その、補、給、は、大、問、題、だ、つ、ま、わ、ら、に
う、も、の、大、変、は、す、べ、て、その、補、給、は、大、問、題、だ、つ、ま、わ、ら、に
打、方、去、勢、も、知、ら、な、か、る、う、た、そ、れ、の、才、覚、は、鉄、か、た、ら、に
寿、命、が、五、六、年、の、時、代、劇、で、パ、ッ、カ、人、間、は、ど、う、す、か、る、と、の、な、と、ら、に
テ、レ、ビ、や、映、画、の、時、代、劇、で、パ、ッ、カ、人、間、は、ど、う、す、か、る、と、の、な、と、ら、に

【300頁】

ツ、カ、と、い、う、擬、音、目、を、凝、ら、し、て、蹄、を、見、る、と、明
ら、か、に、蹄、鉄、を、つ、け、て、い、る、時、代、考、証、は、謝、り、か、明
と、思、う、更、う、ま、わ、ら、じ、を、は、か、せ、る、の、も、ど、う、か、

御内輪の御仕組 (二五四、二五七、二六七、

内、輪、に、は、既、に、財、政、破、綻、に、陥、入、り、上、下、共、に
建、言、が、演、説、に、財、政、破、綻、に、陥、入、り、上、下、共、に
索、引、が、苦、勞、も、儀、一、幸、入、り、上、下、共、に
な、い、こ、の、苦、勞、も、儀、一、幸、入、り、上、下、共、に

勅使万里小路卿御下向一件 (二五九頁)

右、に、つ、い、て、は、防、長、史、料、文、献、解、題、に、記、載、あ

癸丑以来有志の徒、朝威の衰退を憂 (二

幕、宋、維、新、の、動、乱、期、に、お、い、て、殉、国、し、た、者、は、大
初、京、都、伏、見、石、州、益、田、豊、前、赤、坂、大
貫、山、城、国、淀、川、堤、越、後、千、谷、柏、崎、山、院
西、越、村、螺、ヶ、丘、妙、見、山、小、谷、の、人、達、は、院
今、長、岡、須、佐、三、蔭、山、に、眠、る、及、ぶ、こ、れ、ら、の、院

演説 (最終頁)

武、士、の、切、替、は、出、来、る、の、時、に、残、ら、ず、出、し、入、り、用
心、者、の、就、限、は、是、迄、の、座、有、間、敷、や、召、し、入、り、候
う、心、情、は、理、解、で、き、る、の、で、あ、る、

【301頁】

東、京、大、学、史、料、編、纂、所、に、お、い、て、い、合、な、い、と、の、事、こ、ろ、未
益、田、家、歴、史、資、料、目、録、(付、十、八、頁)
見、こ、の、山、口、文、書、館、に、お、い、て、い、合、な、い、と、の、事、こ、ろ、未

益田家中人員表 (付十頁)

鑄、物、師、大、師、住、居、と、せ、し、結、師、(付、十、九、頁)
だ、ば、樽、田、を、町、だ、鑄、物、師、大、師、住、居、と、せ、し、結、師、(付、十、九、頁)
る、き、え、り、の、心、桶、に、り、前、で、つ、く、な、る、子、供、の、手、さ、す
”、で、は、感、心、な、ら、な、い、た、し、か、記、憶、す

旦那様 この地方では“だんさま”と発音。

はし
須た
佐が
のつ
だて
ん毛
さ利
ま家
とは
い萩
うの
た。の
さま、
益田
家

授・文学博士)の門下に入り、初歩より御指導頂きました。また本書の不明ヶ所については、巻末には参考文
生(萩市大井在住)の御教示を仰ぎました。解読の指針となりました文献については、巻末には参考文
献として掲げ併せて深く謝意を表します。温故(別冊)として発行させて頂きました、ここに厚く御礼
申上ます。不行届の点については諸賢の御教示を戴ければ有難く存じます。

平成三年八月

城一 定(責任者)

【付1～12】

『月番日記 総目録』を参照して下さい。 http://www.geocities.jp/susakyodoshi/edition008_07_02/tukibannikki_contents.pdf

【付13～16】

『月番日記 人名表』を参照して下さい。

【付17～18】

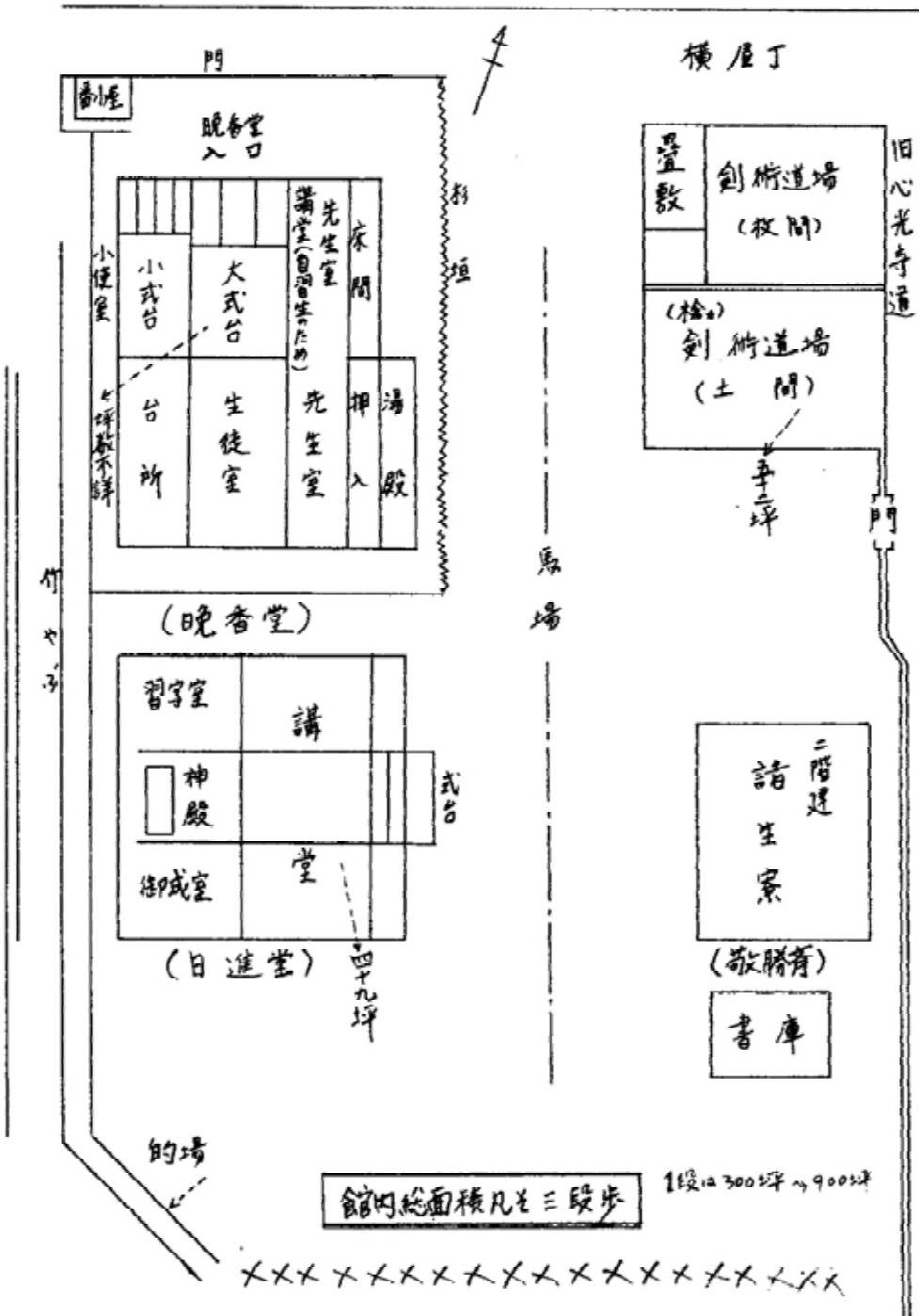
『月番日記 年表』を参照して下さい。

益田家中人員表
 以下は、山口県文書館蔵のもの（標題なし）を集計したものであるが、恐らく藩に提出したものであろう、老臣増野又十郎の花押がある。
 人員五百二十九人となっているが、集計では五百三十人となる。最終の記述は次のようになっている。

人員 五百式拾九人
 内 士 式百五拾九人
 卒 式百七拾人
 右、此方家来給禄配処、前書之通御座候条、宜様被成御沙汰可被下候 以上
 益田宇右衛門内
 増野又十郎 花押
 (慶応三卯) 八月

	須佐	上田万	下田万	上小川	菰富	高佐	福田	地福	生雲	秋穂	久賀	宮市	切畑	天陶右田	小俣	合計	内医師
老上	05															05	
臣士	45							01			01					47	01
中士	50	06	05	12	12	04	01	01	01	03			02		01	98	13
下士	29	13	26	38	01	01						01				109	01
士計	129	19	31	50	13	05	01	02	01	03	01	01	02		01	259	15
中間	55	17	49	68	03								11	03	05	211	
鑄物師	09				02											11	
刀鍛冶	02															02	
鑢冶	02				01		01									04	
研師	01															01	
鑄師					01											01	
金具師					01											01	
鞆師	01															01	
船大工	03															03	
大工	12			01	05	01										19	
瓦葺	01				01											02	
松皮師					01											01	
壁塗				02												02	
塗師	02															02	
表具師					01											01	
結田					01											01	
籠細工	01															01	
骨刺	03															03	
鑄懸師			01													01	
業人格	02												01			03	
業人計	39		01	03	14	01	01						01			60	
合計	223	36	81	121	30	06	01	01	02	01	03	01	01	14	03	06	530
(医師	09	01			02	01			01	01							15)

育英館舍略圖 (町替要覽別)



附20